

# 阪南港港湾計画書

改 訂

平成 18 年 2 月

阪南港港湾管理者  
大 阪 府

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成7年10月 大阪府地方港湾審議会

- ・平成7年11月 港湾審議会第156回計画部会

の議を経た阪南港の港湾計画を改訂するものである。

# 目 次

～地域の活力、憩い、安心を生みだす‘阪南港’～

港湾計画の方針 .....	1
1 阪南港への要請 .....	1
2 計画の基本方針 .....	3
港湾の能力 .....	5
港湾計画で定める機能別の計画 .....	6
1 物流 .....	6
1 - 1 公共埠頭計画 .....	6
1 - 2 フェリー埠頭計画 .....	8
1 - 3 危険物取扱施設計画 .....	9
1 - 4 水域施設計画 .....	9
1 - 5 外郭施設計画 .....	11
1 - 6 臨港交通施設計画 .....	12
2 交流 .....	13
2 - 1 旅客船埠頭計画 .....	13
2 - 2 マリーナ計画 .....	13

3	環境	15
3 - 1	港湾環境整備施設計画	15
3 - 2	外郭施設計画	16
4	安全	17
4 - 1	大規模地震対策施設計画	17
5	その他	18
5 - 1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	18
5 - 2	船舶の物資補給等への対応	19
	土地造成及び土地利用計画	20
1	土地利用計画	20
2	土地造成計画	21
3	海浜計画	22

## 港湾計画の方針

### 1 阪南港への要請

阪南港は、大阪湾東部沿岸に位置し、岸和田市、貝塚市、泉北郡忠岡町にまたがる港湾で、昭和43年に岸和田港、貝塚港及び忠岡港を統合し、重要港湾に指定された。

平成15年における阪南港の港勢は、入港隻数が8,600隻、港湾取扱貨物量が外貿40万トン、内貿150万トン、合計190万トンとなっている。

阪南港は、昭和40年代の木材コンビナートの建設を契機に府下有数の木材産業団地として、原木輸入の増大に対応してきた。現在では、堺泉北港と合わせて日本一の合板輸入の取扱量を誇るなど、大阪の経済・産業活動を支えている。また、立地優遇策等の創設により臨海部への企業立地が進展している。さらに、浚渫土を活用した人工干潟の整備など自然環境の創造も進めている。

近年、大阪府においては、大阪経済の再生、循環型社会や快適な都市環境の形成、安全で安心な都市形成が喫緊の課題となっており、物流・交流・環境・安全など多様な視点から、大阪再生・地域の活性化への貢献と安全なみなとづくりが求められている。

このため、阪南港においては、関西国際空港に近接、背後に良好な広域交通アクセスを有し、また大阪湾の最南部に位置する重要港湾という立地条件を活かし、以下の要請に応えていく必要がある。

建設資材等を取り扱う企業の貨物需要に的確に対応し、南大阪地

域の物流拠点として、より一層の物流の効率化を図る必要がある。  
また、旅客需要にも対応する必要がある。

また、都市環境インフラの観点から大阪湾の環境再生を目指した「大阪湾再生行動計画」が策定されるなど、潮流等を利用した大阪湾の水質改善、自然環境の創造による生物の生息空間の形成、豊かで快適な海辺環境の創造が求められている。

また、海との触れ合いへのニーズに対応し、憩い空間としての水際線の開放を図るとともに、みなとのにぎわいをより一層高めるため、臨海部に立地する交流施設の連携を図ることが必要である。

さらに、地震など災害時に地域住民の生活物資等を輸送するため、防災機能を有した港湾空間の早期整備が求められている。

以上を踏まえ、阪南港においては、「地域の活力、憩い、安心を生み出す『阪南港』」を実現していくことが求められている。

## 2 計画の基本方針

平成20年代後半を目標年次として、以下の港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂する。

- 1) 環境負荷の低減と高まる物流・旅客需要に対応するため、フェリーターミナル機能を導入するとともに、鉄鋼、製材等の需要の伸びが見込まれる貨物の拠点港としての機能拡充、背後圏の港湾物流需要に対応した物流機能の強化を図る。
- 2) 大規模な緑地、干潟、海浜など陸域部と海域部が連携した自然環境の創造を図るとともに、外郭施設の再配置による海水交換の促進等により、一層の水質改善を図る。また、人々が憩い、楽しみ、海や生き物と触れ合うことができる水際線を整備し、みなとの魅力向上を図る。
- 3) 海洋性レクリエーション需要に応じ適切にマリーナを配置するとともに、にぎわい拠点等を結ぶ遊覧観光ネットワークの構築を目指し、既設施設等の活用により旅客船埠頭の機能強化を図る。
- 4) 大規模地震災害時における緊急物資輸送等のため、耐震性の高い港湾施設を整備するとともに、港内の船舶航行の安全確保に向け、作業船等小型船の集約を図る。

以上の方針の下、効率性、安全性、快適性の高い空間を形成する

ため、陸域（650ha）と水域（1,460ha）からなる港湾空間を以下のように利用する。

阪南1区北西側、阪南2区南西側、阪南4区北東側及び木材港地区南西側は、主に鉄鋼、製材、原木など一般貨物を取り扱う物流関連ゾーンとする。

阪南2区中央部、阪南1区中央部、阪南4区北東側は、流通保管機能の導入を図る物流関連ゾーンとする。

阪南4区東側は、主にフェリーを取り扱う人流・物流関連ゾーンとする。

阪南2区中央部北側、阪南3区南側、阪南4区南西側、岸和田鉄工団地地区南側及び木材港地区は生産ゾーンとし、岸和田鉄工団地地区北側は、石油類等を取り扱う危険物ゾーンとする。

岸和田旧港地区は、商業・交流機能などの交流拠点ゾーンとする。

阪南1区南東側、阪南2区北側及び西側は、緑地レクリエーションゾーンとする。

阪南1区北東部、阪南3区南東部及び忠岡港地区は、船だまり関連ゾーンとする。



## 港湾の能力

目標年次（平成 20 年代後半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のように定める。

取 扱 貨 物 量	外 貿	150 万トン
	内 貿 (うちフェリー)	1,060 万トン (720 万トン)
	合 計	1,210 万トン
船舶乗降旅客数		10 万人

## 港湾計画で定める機能別の計画

### 1 物流

#### 1-1 公共埠頭計画

##### (1) 外内貿貨物輸送への対応

阪南港における外内貿貨物輸送の拠点としての機能を適正に確保するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

#### [ 公共埠頭計画 ]

##### 阪南 2 区

水深 12m 岸壁 3 バース 延長 720m

[ 既定計画 ] H2-2A、2B、2C

水深 7.5m 岸壁 3 バース 延長 390m

[ 既定計画 ] H2-1A、1B、1C

埠頭用地 18ha ( 荷捌施設用地及び保管施設用地 )

[ 既定計画 ]

##### 阪南 3 区

以下の既定計画を削除する。

#### 既定計画

水深 7.5m 岸壁 4 バース 延長 520m

埠頭用地 6ha ( 荷捌施設用地及び保管施設用地 )

## (2) 係留施設の廃止

公共埠頭の再編・集約・効率化に対応するため、以下の係留施設を廃止する。

### [ 公共埠頭計画 ]

#### 木材港地区

以下の施設を撤去する。

既設

水深 12m 係船浮標 1 バース 2 基

#### 阪南 1 区

以下の施設を廃止する。

既設

水深 4m 物揚場 延長 1,000m

埠頭用地 8ha

#### 阪南 3 区

以下の施設を廃止する。

既設

水深 4m 物揚場 延長 210m

埠頭用地 1ha

## 1-2 フェリー埠頭計画

既存岸壁の有効活用を図るとともに、フェリー輸送需要に対応し、また、環境負荷低減等に寄与するため、公共フェリー埠頭を次のとおり計画する。

### [ フェリー埠頭計画 ]

#### 阪南4区

水深 7.5m 岸壁 2 バース 延長 425m (公共)

[ 既設の変更計画 ] H4-2A、2B

埠頭用地 4ha (旅客施設用地 3ha、荷捌施設用地及び  
保管施設用地 1ha)

[ 既設の変更計画 ]

#### 既設

水深 7.5m 岸壁 4 バース 延長 520m

埠頭用地 4ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

### 1 - 3 危険物取扱施設計画

企業の石油類取り扱いの計画の見直しに伴い、既定計画を次のとおり削除する。

[ 危険物取扱施設計画 ]

岸和田鉄工団地地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 6.8m ドルフィン 1バース (専用)

### 1 - 4 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

[ 水域施設計画 ]

1 ) 泊地

阪南 2 区            水深 12m            面積 3ha

[ 既定計画の変更計画 ]

水深 7.5m            面積 2ha

[ 既定計画の変更計画 ]

既定計画

阪南 2 区、4 区 水深 12m 面積 46ha

阪南 2 区 水深 7.5m 面積 8ha

以下の既定計画を削除する。

既定計画

阪南 3 区 水深 7.5m 面積 22ha

岸和田鉄工団地地区 水深 6.8m 面積 1ha

2) 航路・泊地

阪南 2 区 水深 12m 面積 15ha

[ 既定計画の変更計画 ]

水深 7.5m 面積 6ha

[ 既定計画の変更計画 ]

既定計画

阪南 2 区、4 区 水深 12m 面積 46ha

阪南 2 区 水深 7.5m 面積 8ha

## 1 - 5 外郭施設計画

港内の静穏度の確保及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

### [ 外郭施設計画 ]

阪南 4 区 阪南 4 区北防波堤 延長 950m (うち 700m既設)

### [ 既設の変更計画 ]

〔 既設  
阪南 4 区北防波堤 延長 1,000m 〕

阪南 2 区 阪南 2 区北防波堤 延長 700m (既設)

なお、これに伴い、以下の施設を撤去する。[既定計画]

〔 既設  
木材港地区 新西防波堤 延長 260m 〕

## 1 - 6 臨港交通施設計画

港内における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とのアクセス向上を図るため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### [ 臨港交通施設計画 ]

#### 道路

臨港道路 阪南 2 区 1 号線

起点：阪南 2 区公共埠頭

終点：臨港道路阪南 1 区線

2 ~ 4 車線（うち 2 車線工事中） [ 既定計画 ]

臨港道路 阪南 2 区 2 号線

起点：阪南 2 区マリーナ

終点：臨港道路阪南 2 区 1 号線

2 ~ 4 車線 [ 既定計画 ]

臨港道路 阪南 2 区 3 号線

起点：阪南 2 区緑地

終点：臨港道路阪南 2 区 1 号線

4 車線 [ 既定計画 ]



## 2 交流

### 2-1 旅客船埠頭計画

遊覧観光ネットワークの構築を図るため、既存護岸を活用し、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

#### [ 旅客船埠頭計画 ]

岸和田旧港地区

水深 2m 物揚場 延長 40m (公共)

[ 既定計画の変更計画 ]

埠頭用地 1ha (旅客施設用地) [既設]

既定計画

小型さん橋 3基 (公共)

埠頭用地 1ha

### 2-2 マリーナ計画

海洋性レクリエーション需要の増大に対応するため、マリーナを次のとおり計画する。

#### [ マリーナ計画 ]

阪南2区

泊地 水深 4m 面積 17ha [既定計画]

防波堤 延長 270m [既定計画]

小型さん橋	19 基	[既定計画]
船揚場 延長	10m	[既定計画]
交流厚生用地	6ha	[既定計画]

### 3 環境

#### 3-1 港湾環境整備施設計画

水辺の特性を活かした景観形成、快適な水際空間の創出、親水空間の連続性及び生物の生息空間を確保するため、海浜及び緑地を次のとおり計画する。

##### [ 港湾環境整備施設計画 ]

###### 岸和田旧港地区

海浜 延長 480m [ 新規計画 ]

###### 阪南 1 区

海浜 延長 780m [ 新規計画 ]

緑地 3ha [ 新規計画 ]

###### 阪南 3 区

海浜 延長 150m [ 新規計画 ]

緑地 1ha [ 新規計画 ]

以下の既定計画を削除する。

###### 既定計画

緑地 6ha

###### 阪南 2 区

海浜 延長 2,500m (うち 1,190m 既設) [ 既定計画 ]

緑地 38ha [ 既定計画 ]

### 3 - 2 外郭施設計画

周辺海域の海水交換を促進し、水質改善を図るため、既設防波堤の再配置を次のとおり計画する。

#### [ 外郭施設計画 ]

阪南 4 区 阪南 4 区北防波堤 延長 950m (うち 700m既設)

#### [ 既設の変更計画 ]

既設

阪南 4 区北防波堤

延長 1,000m

## 4 安全

### 4-1 大規模地震対策施設計画

大規模地震災害時における緊急物資等輸送のため、大規模地震対策施設を次のとおり計画する。

#### [ 大規模地震対策施設計画 ]

##### 阪南 2 区

水深 12m 岸壁 1 バース 延長 240m

[ 既定計画の変更計画 ] H2-2A

水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 130m

[ 既定計画の変更計画 ] H2-1A

##### 道路

臨港道路阪南 2 区 1 号線

起点：阪南 2 区公共埠頭

終点：臨港道路阪南 1 区線

2 ~ 4 車線(うち 2 車線工事中)

[ 既定計画の変更計画 ]

##### 阪南 3 区

以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深 7.5m 岸壁 2 バース 延長 260m

## 5 その他

### 5 - 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

[ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設 ]

#### 阪南 2 区

水深 12m      岸壁 3 バース      延長 720m

[ 既定計画 ] H2-2A、2B、2C

水深 12m      泊地      面積 3ha

[ 既定計画の変更計画 ]

水深 12m      航路・泊地      面積 15ha

[ 既定計画の変更計画 ]

臨港道路阪南 2 区 1 号線

起点：阪南 2 区公共埠頭

終点：臨港道路阪南 1 区線

2 ~ 4 車線(うち 2 車線工事中)

[ 既定計画 ]

## 5 - 2 船舶の物資補給等への対応

貨物船、作業船等の待機、休憩、物資補給等に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給岸壁を次のとおり計画する。

### [ 物資補給等のための施設計画 ]

#### 忠岡港地区

水深 4m      物揚場      延長 290m

[ 既設の変更計画 ]

#### 木材港地区

水深 4m      物揚場      延長 170m

[ 既設の変更計画 ]

#### 岸和田旧港地区

水深 4m      物揚場      延長 40m

[ 既定計画の変更計画 ]

#### 阪南 3 区

水深 5.5m      岸壁 2 バース      延長 200m      H3-1A、1B

[ 既設の変更計画 ]

水深 4m      物揚場      延長 520m

[ 既設の変更計画 ]

## 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、土地利用、土地造成及び海浜の計画を次のとおり計画する。

### 1 土地利用計画

(単位：ha)

地区名	用途							
	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	合計
忠岡港地区	(3) 3							(3) 3
木材港地区	(11) 11	(6) 6		(111) 111	51	(3) 3	(2) 3	(133) 185
岸和田鉄工団地地区				(62) 62				(62) 62
岸和田旧港地区	(1) 1		(3) 3	(3) 3	7	(1) 2	(3) 3	(11) 20
阪南1区	(35) 35	(15) 15			6	(6) 6	(17) 23	(71) 84
阪南2区	(18) 18	(34) 34	(6) 6	(26) 26	13	(6) 6	(38) 38	(129) 142
阪南3区	(13) 13			(19) 19	1	(2) 2	(1) 1	(34) 35
阪南4区	(15) 15	(26) 26		(78) 78			3	(119) 122
合計	(94) 94	(81) 81	(9) 9	(299) 299	78	(18) 19	(61) 71	(562) 652

注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。



## 2 土地造成計画

(単位：ha)

地区名	用途							
	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
忠岡港地区								
木材港地区								
岸和田鉄工団地地区								
岸和田旧港地区								
阪南1区								
阪南2区	(18) 18	(32) 32	(6) 6	(11) 11		(4) 4	(36) 36	(107) 107
阪南3区								
阪南4区								
合計	(18) 18	(32) 32	(6) 6	(11) 11		(4) 4	(36) 36	(107) 107

注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。

### 3 海浜計画

(単位：m)

用途 地区名	合 計
岸和田旧港地区	(480) 480
阪南1区	(780) 780
阪南2区	(2,500) 2,500
阪南3区	(150) 150
合 計	(3,910) 3,910

注1) ( )内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する海浜計画で内数である。

注2) 端数処理のため内数の和は必ずしも合計とはならない。